

中小企業のための

平成25年4月からの65歳雇用確保義務に向けた

# 高年齢者雇用対応講座

平成25年4月1日から高年齢者雇用確保義務年齢が65歳となります。いずれの企業においても、この1年間で対応を図らなければなりません。

その対応策は、65歳までの安定した雇用を確保するために、

①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、という国が定めた3つのいずれかの措置を講じることが事業主に義務づけられています。

労働力減少が確実視されている我が国の経済社会の活力を維持するためには、就労意欲の高い高年齢者の経験や技能を活かすことが大事ではありますが、企業にとっては人件費負担が重荷となる側面もあり、それらに向けた対応が求められています。

法人会では、企業における法令遵守と生産性・活力が両立する高年齢者雇用が実現できるよう、24年度は集中して研修・相談・情報提供を通じて、企業を支援していきます。

また、中小企業が高年齢者雇用に係る「奨励金・助成金」を受給できるための支援を行っていく方針でございます。

そうした法人会のプレゼンテーションを兼ねた研修会を下記により、開催いたしますので、ぜひ多くの経営者・実務担当者のご参加をお薦めいたします。



## 講座内容

- ① 65歳定年義務化の流れ
- ② 対応のポイント
- ③ 定年延長に伴う中小のための助成金の話
- ④ 質疑応答

宮城県内10法人会は65歳雇用義務化に向け中小企業を支援しています

## 実施要項

日 時 ● 平成24年1月18日(水) 午後1時30分～3時

会 場 ● ふるさとプラザ3F (大崎市市民活動サポートセンター TEL22-2915)

受講料 ● 無料 (テキストは当日配布いたします)

講 師 ● 特定社会保険労務士 星 大輔氏

申込み ● 公益社団法人大崎法人会

〒989-6166 大崎市古川東町5-46

TEL 0229-23-5859

メールでの申し込みは [ohsakah@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakah@cocoa.ocn.ne.jp) へ

※2時間無料のJA古川の駐車場をご利用下さい。  
台数には限りがあります

Fax. 22-6395

(キリトリ線)

## 1月18日開催「高年齢者雇用対応講座」申込書

会社名		電 話	
住 所		F A X	
参加者		参加者	

※お申込みいただいた情報は、受講者名簿作成と受講者への連絡等の事項に限定し利用します。